# 答申

#### 第1 審査会の結論

石垣市教育委員会が、平成27年度八重山採択地区協議会に関する公文書公開請求に対し、「八重山採択地区協議会の2015年6月24日開催の会議録(音声記録含む)と提出資料などすべて」を一部非公開(委員氏名)とした決定のうち、石垣市情報公開条例(平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。)第7条第2号オに係る決定は妥当でなく、教育委員の氏名については、公開すべきである。なお、教育委員以外の氏名についての決定は妥当である。

### 第2 不服申立ての経緯

- 1 平成 27年 (2015年) 9月4日、不服申立人は、条例に基づき、「八重山採択地 区協議会の 2015年6月24日開催の会議録(音声記録含む)と提出資料などすべ て」についての公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成 27 年 (2015 年) 9 月 15 日、石垣市教育委員会(以下「実施機関」という。) は、本件請求に対する決定を以下のとおり行い、不服申立人に通知した。
  - (1) 実施機関は、平成 27 年度八重山採択地区協議会総会の議事録、音声記録、八重山採択地区協議会の教科書選定の基本方針及び平成 28 年度中学校用教科書の種目別の資料を公開決定した。
  - (2) 実施機関は、本件請求の内、平成27年度教科用図書八重山採択地区協議会定期総会(後期)資料について条例第7条第2号に該当するとして会長及び副会長を除く委員氏名を非公開決定とし、部分公開決定(以下「本件決定」という。)をした。
- **3** 平成 27 年 (2015 年) 9 月 16 日、不服申立人は、本件決定に対し不服申立を行った。

## 第3 不服申立人の主張の要旨

不服申立人が「不服申立書」、「決定理由説明書に対する意見書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 不服申立書における主張

(1) 一部非公開の理由として条例第7条第2号に該当するとしているが、これは 合理的な理由に当たらない。氏名が公開されている石垣市教育長、与那国町教育 長のほか3名が教育委員であり、公職にある委員である。他の3名も公職に準ず る協議会委員として名前を明らかにして何も不利益はないものと考える。

### 2 決定理由説明書に対する意見書における主張

- (1) 文部科学省初等中等教育局長通知を非公開の根拠としているが、「静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。」というのは、協議会委員、教育委員に課せられたものであり、委員氏名を非公開とする根拠にはならない。後段の「円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること」ということも各採択権者に求められる対応であり、これをもって委員氏名非公開の根拠にはならない。
- (2) 「4年前に個人が特定され、採択前、採択後においても、その個人が誹謗中傷の的となり、委員個人の生活が脅かされるという事態」とは、どのような事例があったのか。
- (3) 「今回も世間の注目を浴びていることから、個人名を公表することは、採択後においても必然的に委員の生活が脅かされることが想定できる」としているが、選定・採択の審議過程について関心ある市民が意見を述べることはあっても、そのことをもって「委員の生活が脅かされる」ことはないものと考える。選定・採択について多様な意見を述べるのは当然保障されるべき権利であり、委員個人のプライバシーを侵害するようなものではない。よって、条例第7条第2号に該当するものではない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

1 平成28年度使用教科書の採択については、平成27年4月7日付け27文科初第91号文部科学省初等中等教育局長通知に「静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。」とある。4年前の教科用図書選定業務にあたっては、個人が特定され、採択前、採択後においても、その個人が誹謗中傷の的となり、委員個人の生活が脅かされるという事態が生じた。このことにより、今回の委員個人名の公表については非公開とした。

2 平成 26 年 9 月 3 日付け 26 文科初第 597 号文部科学省初等中等教育局長通知には「採択地区協議会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。」とある。前回、八重山教科書問題としてマスコミ等で取り上げられ、今回も世間の注目を浴びていることから、個人名を公表することは、採択後においても必然的に委員の生活が脅かされることは想定できると判断し、PTA代表、学識経験者同様、非公開とした次第である。

### 第5 審査会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、 市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務 が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自 治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進するこ とを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は、条例第7条の規定により非公開情報とされる場合を除き公開しなければならず、条例の解釈・運用にあたっては、この理念が十分に尊重されなければならない。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

なお、本審査会は、あくまでも文書の存在の有無や適正な公開の有無等について 審査するものであって、当該教科書選定に関する結果の可否等については、本審査 会の権限の範囲外であり、一切関知するものではない。

#### 2 判断の理由

本審査会は、実施機関が本件決定を行ったことについて、不服申立人及び実施機関に対し、提出文書や意見陳述等により事実確認を行い、当該協議会の委員構成を実施機関に確認したところ、石垣市教育委員会教育長、与那国町教育委員会教育長、石垣市教育委員会教育委員2名、与那国町教育委員会教育委員1名、学識経験者等3名と判明した。このうち実施機関が非公開としたのは教育委員3名と学識経験者等3名の氏名である。よって、本審査会は「教育委員の氏名の公開について」及び「教育委員以外の委員氏名の公開について」の2点に絞り以下のとおり判断するものとする。

### (1) 教育委員の氏名の公開について

実施機関は、石垣市教育長及び与那国町教育長の氏名は公開としているが、残りの石垣市及び与那国町の教育委員については非公開とした。本審査会は、当該教育委員については条例第7条第2号ただし書才の地方公務員に該当する情報であり、公開すべきものであると判断する。

#### (2) 教育委員以外の委員氏名の公開について

実施機関は、協議会委員の氏名を非公開とする理由として「委員の個人情報の保護及び公開することにより生活環境を脅かすおそれがある」とし、決定理由説明書において「4年前の教科用図書選定業務にあたっては、個人が特定され、採択前、採択後においても、その個人が誹謗中傷の的となり、委員個人の生活が脅かされるという事態が発生した。従って公開することにより必然的に委員の生活が脅かされることは想定できると判断し、非公開とした」と主張している。本審査会は、教育委員以外の委員氏名の公開について、公開することにより生活環境が脅かされるとはどのような状況かを明確にすべく、実施機関から意見聴取を行ったところ、委員個人に対して抗議の電話や自宅への訪問により個人攻撃を受けたこと、また、会合等への参加拒否があったことの説明があった。

この説明に対し本審査会は、実施機関に対し、より具体的な説明を求めたが詳細な説明が得られなかったため、委員個人に対してどのような個人攻撃があったか詳細な説明と経緯について追加資料の提出を求めた。

それによると、委員個人が公民館活動や社会活動時の集会の参加を拒否されたこと、一般市民から電話での抗議やマスコミからの電話等と委員本人も含めその家族にも大きなストレスがあったこと。また、4年前の教科書採択の会議における様子から、今回は、委員個人には外部に氏名が出ないことを前提条件として、委員を依頼していることについての説明もあった。

確かに、4年前の教科書採択においては市民の関心の高さが伺われたと同時に、 委員個人に対して多数の抗議があったことも事実であり、委員個人及びその家族 には心理的負荷がかかる状況が続いていたこと、前回の採択時の状況及び今回も 影響が予想されるおそれがあったこと、さらには氏名が出ないことを委員への前 提条件としていたことを勘案すると、教育委員以外の委員氏名を公開することに より、当該委員に対しての抗議や採択における働きかけが起こり得る可能性があ り、今後、委員のなり手がいなくなるおそれがあるものと思慮する。

よって、本審査会は、本市における教科書採択に関し、教育委員以外の委員について議論した結果、条例第7条第2号オの公務員に含まれるとしても、教育委員以外の委員氏名を公開することについて、同条第4号オの円滑な執行に著しい支障を生じることの弊害が存在するものと判断した。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 4 実施機関の対応について

条例第7条(公文書の公開義務)は、公開を原則としており、非公開情報に該当するかは慎重に判断をしなければならない。

本審査会は、今回の結論の他に、条例の更なる浸透と適切な対応を求める。

## 第6 審査経過

平成 27 年 (2015 年) 10 月 1 日 実施機関から諮問書を受領

10月7日 実施機関から「決定理由説明書」を受領

10月13日 審議(第1回)

(実施機関からの意見聴取)

10月16日 不服申立人から「決定理由説明書に対する意見

書」を受領

10月29日 実施機関から追加資料の提出を受領

11月 9日 意見聴取及び審議(第2回)

(実施機関からの意見聴取)

12月22日 審議(第3回)

平成28年(2016年) 2月10日 審議(第4回)及び答申